

令和6年能登半島地震の災害ボランティア活動助成事業の概要

社会福祉法人香川県社会福祉協議会では、令和6年能登半島地震で被災された方々の多様なニーズに対応するため、専門知識や技能、経験等を活かして災害ボランティア活動を行うグループへの助成を行います。

(1) 助成対象となる活動（下記①～④のすべてを満たす活動）

- ① 香川県内に在住、または通勤・通学している方で構成する3名以上のグループ活動
- ② 営利を目的としない活動
- ③ 令和6年能登半島地震による被災地の災害ボランティアセンター等で、活動証明書を発行してもらえるグループの活動
- ④ 自己責任・自己完結が徹底された活動

(2) 助成対象経費

- ① 災害ボランティアグループの移動や、災害ボランティア活動に必要な資機材の輸送に要する経費（公共交通機関利用料、バス運行委託料、車両借上げ費、高速道路代など。ただし高速道路代については、高速道路会社の無料措置を原則利用すること）
- ② 災害ボランティアの安全・健康対策に要する経費（ボランティア活動保険など）
- ③ 出発地から活動地までの往復、活動地域内での移動に要したガソリン代（1kmにつき12円）
- ④ 宿泊費（素泊まりで、上限7,600円）
- ⑤ その他、災害ボランティア活動に関連する経費で特に必要と認めるもの（炊き出しの材料費・燃料費、テント借上げ費など）

(3) 助成額

(2) の助成対象経費の2分の1

※ただし、ボランティア活動保険料については全額対象とし、助成上限は一人当たり3万円とする。

(4) 募集期間（対象となる活動期間）

<令和5年度> 令和6年2月15日（木）から3月28日（木）まで
（対象となる活動期間は令和6年3月31日（日）まで）

<令和6年度> 令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで

(5) お問い合わせ・申請書提出先

○社会福祉法人香川県社会福祉協議会 地域福祉課

〒760-0017 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター5階

TEL 087-861-0546 FAX 087-861-2664

E-mail vc37@kagawaken-shakyo.or.jp

<窓口受付時間>月曜日～金曜日（祝日を除く）8：30～17：15